

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、有限会社エムシステム（所在地 青森県弘前市）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和3年2月1日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 石川 孝行 Tel 025-370-6647（ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
有限会社エムシステム	青森県弘前市茂森新町3-1-11

2. 指名停止措置期間： 令和3年2月1日～令和3年4月30日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の取締役は、青森県中津軽郡西目屋村発注の給食センター関連機器賃貸借契約を巡り、西目屋村長に働きかけて自社が落札するように見積もり業者を選定させ、不正に落札したとして、令和2年12月3日、公契約関係競売入札妨害の容疑で青森県警に逮捕された。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第10号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内